

非訟事件手続法及び家事審判法の改正について

第1 非訟事件手続法及び家事審判法の現代化の必要性

1 これまで、民事裁判手続を定める基本法である民事訴訟法及び人事訴訟法などについては、新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう、国民の視点から、抜本的な見直しが行われてきた。そして、民事裁判手続を定める基本法である非訟事件手続法及び家事審判法についても、以下に述べるとおり、これまでと同様、抜本的に見直し、その現代化を図る必要がある。

2 非訟事件手続法は、その第1編総則の規定があらゆる非訟事件に適用されるという意味で、非訟事件の手続を定める基本法である。

しかし、同法は、当事者能力の規定すら置かれていないなど、手続の基本法として備えるべき規定を十分に備えておらず、解釈上、民事訴訟法の規定を準用するなどして、その不足部分を補っている状況にある。さらに、証拠調べなど手続の根幹に関わる事項についての規定の中に、その趣旨が不明確であり、解釈上の疑義が生じているものも見受けられる。

加えて、我が国の社会・経済情勢の変化に伴い、非訟事件として処理される事件は多様化し、同法制定時には想定されていなかった類型の事件、例えば、申立人のみならず申立人と対立する相手方が存在する事件にも、同法が適用又は準用されることとなったが、非訟事件手続法は、明治31年の制定以来、抜本的な見直しが行われておらず、これらの変化に対応できる内容とはなっていない。

さらに、非訟事件手続法第1編及び第2編の規定は、片仮名文語体で表記されているため、国民に分かりにくいという問題もある。

したがって、非訟事件手続法については、国民にとってより利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、その現代化を図る必要がある。

3 家事審判法は、家庭裁判所における家事審判及び家事調停の手続を定める基本法である。

同法については、昭和22年の制定後、保全処分の見直しなど一部の改正が行われてきたが、全体について改正が行われたことはない。この間、

家庭裁判所における実務では、家事審判事件及び家事調停事件を適切に運営すべく、その手続の進め方等について、様々な工夫や研究が行われてきたが、他方で、現在の家事審判法を前提とした運用の改善には限界があると指摘する意見もある。

また、この間、家事審判法と同様に、家庭をめぐる紛争を扱う手続である人事訴訟手続については、平成15年に人事訴訟法が制定され、その手続が改められた。

さらに、家事審判法の定める家事審判及び家事調停は非訟事件であり、非訟事件手続法第1編総則の規定を包括的に準用しているため、同法を改正する際には、家事審判法を併せて改正する必要がある。

したがって、家事審判法についても、国民にとってより利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、その現代化を図る必要がある。

第2 現代化の基本方針

1 実質改正

国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、「非訟事件手続法及び家事審判法の現代化」にふさわしい内容の規律の見直しを行うものとする。

2 現代語化

片仮名文語体で表記されている非訟事件手続法第1編及び第2編の各規定について、平仮名口語体による表記に改めるとともに、同法第1編及び第2編並びに家事審判法について、解釈の明確化等についても、必要に応じて規定の整備を行うものとする。

第3 検討の対象とすべき範囲

非訟事件手続法第1編総則及び第2編民事非訟事件並びに家事審判法の各規定を対象とするものとする。

(補足説明)

- 1 非訟事件手続法第3編公示催告事件及び第4編過料事件については、平成16年に、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成16年法律152号)により、既に改正が行われたので、検討の対象とはしない。
- 2 借地借家法及び会社法等の諸法令中の非訟事件に関する各規定は、各非訟事件に特有の問題があることから、検討の対象とはしない。